

飲酒運転 根絶宣言店 募集します!!



運転するなら
飲んではダメ!
飲酒運転は絶対に
やめましょー!



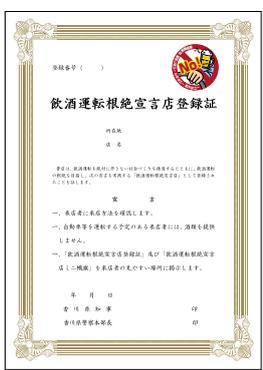
香川県では、酒類提供飲食店を対象にドライバーへ酒類を提供しないことを宣言するお店を登録しています。

▶ 登録の対象店は…香川県内で営業する酒類提供飲食店

▶ 登録していただくと…

香川県から次のような特典があります

※イラストはイメージです。



登録証の交付



ミニ幟旗の交付



県ホームページでお店の紹介

▶ 登録の申込みは

香川県危機管理総局くらし安全安心課 総務・交通安全グループまで郵送、FAX、電子メール又は電子申請により申し込んでください。
詳しくは、香川県ホームページ「交通安全のページ」をご覧ください。
<http://www.pref.kagawa.lg.jp/kurashi/koutsuu/>

問合せ・申込み先

香川県危機管理総局くらし安全安心課 総務・交通安全グループ
〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
TEL : 087-832-3231 FAX : 087-831-1165 E-mail : kurashi@pref.kagawa.lg.jp

飲酒運転の罪の重さ

酒酔い運転

違反点数 **35点**

- 免許取消し
- 欠格期間3年

罰則 5年以下の懲役または
100万円以下の罰金

酒気帯び運転

違反点数 **25点**

- 免許取消し
- 欠格期間2年

13点

- 免許停止90日

罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

参加しましょう



お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が、仲間を自宅まで送り届ける運動です。

【車両提供の禁止】

酒気を帯びていて飲酒運転をするおそれのある人に車両を提供すれば、

運転者と同罪

【酒類提供の禁止】

飲酒運転をするおそれのある人に酒類を提供すれば、

【飲酒運転車両への同乗の禁止】

運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を搬送するよう要求、依頼、同乗すれば、

・運転者が **酒酔い運転** をした場合

罰則 3年以下の懲役または
50万円以下の罰金

・運転者が **酒気帯び運転** をした場合

2年以下の懲役または
30万円以下の罰金